

【申告書裏面】

この申告書を提出した方は事業税の申告書を提出する必要があります。

6 納付所得の内訳
(日給などの給付所得のある人で、源泉徴収票のない人は記入してください。)

① 勤務先名	勤務先所在地
連絡先	勤務期間 月～月
給与収入額	円

7 事業・不動産所得に関する事項

所得の種類	所得の生ずる場所	収入金額	必要経費	青色申告特別控除額
円	円	円	円	

8 配当所得に関する事項

配当所得の種類	所得の生ずる場所	支払確定年月	収入金額	必要経費
円	円	円	円	

9 雑所得(公的年金等以外)に関する事項

種目	所得の生ずる場所	収入金額	必要経費
円	円	円	円

10 総合譲渡・一時所得の所得額に関する事項

収入金額	必要経費	差引金額 (収入金額-必要経費)	特別控除額 (差引金額-特別控除額)	所得金額 (差引金額-特別控除額)
円	円	円	円	円

右上のイの金額を表面のコに、ロの金額を表面のサに、ハの金額を表面のシに記入してください。右の二の金額を表面の山の所得金額欄へ記入してください。

合計 イ+[(ロ+ハ)×1/2]

11 事業専従者に関する事項

1 氏名	続柄	生年月日	専従者給与 (控除額)	円
2 氏名	続柄	生年月日	専従者給与 (控除額)	円
3 氏名	続柄	生年月日	専従者給与 (控除額)	円
前年中の開業月日				開始・廃止
合計額				□ 他都道府県の事務所等
所得税における青色申告の承認の有無				承認あり・承認なし

12 別居の扶養親族等に関する事項

1 氏名	個人番号	住所
2 氏名	個人番号	住所
3 氏名	個人番号	住所

14 配当割額又は株式等譲渡所得割額の控除に関する事項

配当割額控除額	円
株式等譲渡所得割額控除額	円

15 寄附金に関する事項

都道府県、市区町村分	住所地の共同募金会、日本支部分
条例指定分	都道府県市区町村

支出した寄附金に応じて、各欄にそれぞれ寄附した金額を記入してください。

16 所得金額調整控除に関する事項

1 氏名	続柄	生年月日	特別障害者に該当する場合	級別居の場所
個人番号	月日	年月日	年月日	月日

○和7年中に所得のなかった方等の記入欄

前年中に所得のなかった方等は下記の該当する数字を○で囲み、その内容について記入の上、提出してください。なお、本申告書を提出していくことにより所得証明等の発行、国民健康保険の基礎資料となりますのでご協力ください。

1. 下記の者の扶養又は仕送りを受けていた。

住所
氏名
続柄()

2. 病気療養中 年月日より
(入院先)

3. 遺産年金、傷病手当、障がい年金を受給している。

受給先 年間受給額 円

4. 年月日から月日まで失業保険の給付を受けていた。

5. 学生 学校名 学年

6. その他の理由
前年中の生活状況を記入してください。

6. 給与所得の内訳

源泉徴収票のない人、パート・アルバイト、日給月給、日雇賃金等の人は、この欄に記入してください。

7. 事業・不動産所得に関する事項

事業所得(営業等)、不動産所得ある人は、この欄に記入してください。ただし「収支内訳書」を添付される場合は、記入の必要はありません。

8. 配当所得に関する事項

株式の配当や、投資信託の収益の分配金等の所得があった場合は、その内訳を記入してください。

9. 雑所得(公的年金等以外)に関する事項

業務に係る雑所得(原稿料、講演料又はシェアリングエコノミーなどの副収入による所得など)や、その他の雑所得(生命保険の年金又は暗号資産取引などの所得)がある場合は、その内訳を記入してください。

10. 総合譲渡・一時所得に関する事項

総合譲渡・一時所得のあった人は、その内訳を記入してください。

11. 事業専従者に関する事項

あなたと生計を一にする親族で、あなたが経営する事業に原則として6ヶ月を超える期間従事した人がいるときに記入してください。この場合、あなたの事業から生ずる所得から、次の額が控除されます。
○事業専従者控除額(①②のうち低い方の金額)
①500,000円(配偶者の場合860,000円)
②(事業所得)÷(事業専従者の数+1)
※事業専従者とした人については、配偶者控除・配偶者特別控除・扶養控除は受けられません。

12. 別居の扶養親族等に関する事項

別居している扶養親族がある場合に、その親族の氏名と住所を記入してください。

14. 配当割額又は株式等譲渡所得割額の控除に関する事項

特定配当等に係る所得金額、特定配当等譲渡所得金額を総所得金額に含め、配当割額又は株式等譲渡所得割額の控除を受けようとする場合は、下の各欄に配当割額及び株式等譲渡所得割額を書き入れてください。

15. 寄附金に関する事項

支出した寄附金に応じて、各欄にそれぞれ寄附した金額を記入してください。

16. 所得金額調整控除に関する事項

あなたの令和7年中の給与等の収入金額が850万円を超えるあなた、同一生計配偶者若しくは扶養親族のいずれかが特別障害者である場合、又は23歳未満の扶養親族がいる場合、該当者を記入してください。

○和7年中に所得のなかった方等の記入欄

前年中に所得がなかった人は、下記の該当する数字を○で囲み、その内容について記入してください。

○市民税・県民税の均等割額、所得割税率

・均等割額
市民税 3,000円 県民税 1,500円
森林環境税 1,000円
・所得割税率
市民税 一律6% 県民税 一律4%

○配当控除(配当所得のある場合のみ控除)

区分	市民税	県民税
課税総所得金額1,000万円以下の部分	1.6%	1.2%
課税総所得金額1,000万円を超える部分	0.8%	0.6%

5. 市民税・県民税の計算方法

市民税・県民税の税額は、次のように計算されます。
※□の項目については、上記の表を参照してください。

【合計所得金額】-【所得から差し引かれる金額の合計】=【課税所得金額】(千円未満切捨て)
(申告書表面⑪欄) (申告書表面⑧欄)

【課税所得金額】× 10%(市民税6%+県民税4%) - 税額控除 = [所得割額] (100円未満切捨て)

[所得割額] - 配当割額又は株式等譲渡所得割額控除額 + 均等割額 = 市民税・県民税年税額

令和8年度市民税・県民税(国民健康保険税)申告書の書きかた

今年も申告書を提出していただく時期になりました。

この申告書は、令和8年度の市民税・県民税を課税する大切な基礎資料となります。

「申告書の書きかた」をお読みいただき、申告期限(3月16日)までに必ず申告してください。

令和6年度から森林環境税(国税)の課税が始まりました。森林環境税は、個人に対して1人年額1,000円が課税され、市民税・県民税と併せて市が徴収します。

1. 申告が必要な方

令和8年1月1日現在、南砺市に住んでいる方で、次に該当する場合に申告が必要になります。

(1) 令和7年中に所得があり、次のいずれかに該当する方

① 事業(営業等・農業)、不動産、公的年金等以外の雑所得、配当、一時または譲渡等の所得があった方

② 給与所得者または公的年金等受給者で、次に該当する方

ア 給与または公的年金等以外の所得があった方

イ 給与または公的年金等の所得のみで、源泉徴収票の記載事項以外に所得控除を受けようとする方

ウ 勤務先(給与の支払者)から給与支払報告書が市役所へ提出されていない方

(2) 令和7年中に所得がなかった方で、次のいずれかに該当する方

① どなたにも扶養されていない方

② 市外居住の方に扶養されている方

※所得証明書の発行、国民健康保険や各種手当の算定資料となりますのでご協力ください。

【注意】

申告所得額が発生する場合は上記の場合でも、所得税の確定申告が必要になります。

ただし以下の場合は、確定申告の必要はありませんが、市民税・県民税の申告は必要になります。

・主たる給与(年末調整済)以外の所得が20万円以下

・公的年金等の収入金額の合計が400万円以下であり、かつ、それ以外の所得が20万円以下

所得税の申告書を提出される方は、市民税・県民税申告書を提出する必要はありません。

2. 申告に必要なもの

(1) 申告書

② 《マイナンバー(個人番号)カードをお持ちの方》申告者本人のカード

《マイナンバー(個人番号)カードをお持ちでない方》申告者本人のマイナンバーを確認できる書類(通知カード等)及び本人確認書類(運転免許証等)

(3) 源泉徴収票(給与所得者及び公的年金等受給者の場合)

(4) 国民健康保険税納付状況通知書・後期高齢者医療保険料納付状況通知書・国民年金保険料等控除証明書等

(5) 生命保険料・地震保険料の控除証明書

(6) 医療費控除を受ける方は、医療費控除の明細書、医療費通知(健康保険組合等が発行する医療のお知らせなど)または領収書

(7) その他申告に必要なもの(収支内訳書等)

3. 申告のお問い合わせ先

市民税・県民税の申告は2月13日から3月16日まで。

※詳しい日程等については、広報「なんと」2月号をご覧ください。

申告についてのご相談・お問い合わせは、南砺市役所税務課まで。

所得から差し引かれる金額に関する事項

⑬社会保険料控除	令和7年中に支払をした社会保険料（国民健康保険税、後期高齢者医療保険・介護保険・国民年金等の保険料）を記入してください。													
⑭生命保険料控除	令和7年中にあなたや配偶者、その他の親族が受取人となる生命保険契約により、あなたが支払った生命保険料等があるときは、次の計算式により求めた金額を控除します。													
(1) 新契約（平成24年1月1日以降に締結した保険契約等）に係る控除														
支払った保険料の区分		支払った保険料の金額	保険料控除額											
新生命保険料		12,000円以下の場合	支払った保険料の金額											
介護医療保険料		12,000円を超える場合 32,000円以下	(支払った保険料の合計額) $\times 1/2 + 6,000$ 円											
新個人年金保険料		32,000円を超える場合 56,000円以下	(支払った保険料の合計額) $\times 1/4 + 14,000$ 円											
		56,000円を超える場合	28,000円											
※それぞれの保険料控除の適用限度額は28,000円、合計適用限度額は70,000円です。														
(2) 旧契約（平成23年12月31日以前に締結した保険契約等）に係る控除														
支払った保険料の区分		支払った保険料の金額	保険料控除額											
旧生命保険料		15,000円以下の場合	支払った保険料の金額											
旧個人年金保険料		15,000円を超える場合 40,000円以下	(支払った保険料の合計額) $\times 1/2 + 7,500$ 円											
		40,000円を超える場合 70,000円以下	(支払った保険料の合計額) $\times 1/4 + 17,500$ 円											
		70,000円を超える場合	35,000円											
※それぞれの保険料控除の適用限度額は35,000円、合計適用限度額は70,000円です。														
(3) 新契約と旧契約の双方について保険料控除の適用を受ける場合の控除														
新契約と旧契約の双方の支払保険料について一般の生命保険料控除または個人年金保険料控除の適用を受ける場合には、一般生命保険料控除または個人年金保険料控除の控除額は、それぞれ次の①および②の金額の合計額（上限28,000円）になります。														
①新契約で支払った保険料については、上記の(1)により計算した金額														
②旧契約で支払った保険料については、上記の(2)により計算した金額														
⑮地震保険料控除	令和7年中にあなたや配偶者、その他の親族が所有している居住用建物または生活用動産を保険の目的とする地震保険契約の保険料があるときは、次の計算式により求めた金額を控除します。													
※損害保険料控除は廃止となりました。														
ただし経過措置として、2006年（平成18年）12月31日までに締結された長期損害保険契約に係る保険料については、旧長期損害保険料控除として従前の長期損害保険料控除（限度額：住民税10,000円　所得税15,000円）が適用されます。														
支払った保険料の区分		支払った保険料の金額	保険料控除額											
①長期損害保険契約に係るものだけの場合 (平成18年末までに締結されたものに限る)		5,000円以下の場合	支払った保険料の金額											
5,000円を超える場合 15,000円以下		(支払った保険料の合計額) $\times 1/2 + 2,500$ 円												
		15,000円を超える場合	10,000円											
②地震保険契約に係るものだけの場合		50,000円以下の場合	(支払った保険料の合計額) $\times 1/2$											
		50,000円を超える場合	25,000円											
③長期損害保険契約に係るものと地震保険契約に係るものと両方ある場合			(長期損害保険契約に係る保険料について①より求めた金額)+(地震保険契約に係る保険料について②より求めた金額)※最高限度額25,000円											
長期損害保険契約…損害保険契約のうち、満期返戻金等のあるもので、保険期間又は共済期間が10年以上のもの														
⑯寡婦控除ひとり親控除勤労学生控除	あなた本人について、次の事項に該当する場合は、該当する欄に□チェックしてください。													
寡婦ひとり親	令和7年中の本人合計所得500万円以下	配偶関係	該当欄											
	死別	離別												
	本人(女性)	扶養親族「子」有り	30万円	30万円	30万円	⑯								
	扶養親族「子以外」有り	26万円	26万円	-	-	-	⑯							
	扶養親族無し	26万円	-	-	-	-	-							
	本人(男性)	扶養親族「子」有り	30万円	30万円	30万円	30万円	⑯							
	扶養親族「子以外」有り	-	-	-	-	-	-							
扶養親族無し	-	-	-	-	-	-	-							
※本人合計所得500万円超の場合は対象外です。														
勤労学生	学校教育法に規定する学生、生徒又は児童で自己の勤労によらない所得が10万円以下で、かつ令和7年中の合計所得額が85万円以下の人			控除額26万円										
⑰障害者控除	あなた又は同一生計配偶者、扶養親族で障害者的人がいる場合に、氏名を記入してください。													
普通障害者	同居特別障害者である人	左記以外の人												
特別障害者	53万円	26万円												
		30万円												

4. 申告書の書きかた

（告書表面）

②～②	配偶者控除	あなたと生計を一にする配偶者で、令和7年中の合計所得金額が58万円以下の場合、下記のとおり控除されます。
配偶者特別控除	配偶者の合計所得金額	あなたの合計所得額
同一生計配偶者	58万円以下	900万円以下 900万円超950万円以下 950万円超1,000万円以下
	一般の控除対象配偶者	33万円 22万円 11万円
	老人控除対象配偶者(70歳以上)	38万円 26万円 13万円
【①同一生計配偶者】あなたと生計を一にする配偶者(青色専従者として給与の支払を受ける人及び白色事業専従者を除きます)で、令和7年中の合計所得金額が58万円以下の人		
【②控除対象配偶者】①の同一生計配偶者のうち、令和7年中のあなたの所得が1,000万円以下である場合の配偶者		
※ あなたの令和7年中の合計所得金額が1,000万円を超える場合、同一生計配偶者は控除対象者には該当しませんが、障害者である場合は障害者控除が適用されます。「同一生計配偶者(控除対象配偶者を除く)」に <input checked="" type="checkbox"/> チェックしてください。		
配偶者特別控除		
あなたと生計を一にする配偶者を有するときに、配偶者の令和7年中の合計所得金額に応じて控除されます。		

②扶養控除	あなたと生計を一にし、令和7年中の合計所得が58万円以下で、かつ他の事業専従者となっていない、配偶者以外の扶養親族です。	
	年少扶養親族（16歳未満）	控除額 なし
	一般の扶養親族 16歳～19歳未満	33万円
	23歳～70歳未満	
老人扶養親族 (70歳以上)	同居老親等以外の者	38万円
	同居老親等	45万円

		控除額
年少扶養親族	(16歳未満)	なし
一般の扶養親族	16歳～19歳未満	33万円
	23歳～70歳未満	
老人扶養親族 (70歳以上)	同居老親等以外の者	38万円
	同居老親等	45万円

合計所得金額	控除額	
2,400万円以下	43万円	
2,400万円超	2,450万円以下	29万円
2,450万円超	2,500万円以下	15万円
2,500万円超	0円	

年中に災害（震災、風水害、雪害、火災等）や盗難にあった場合で、次のうち多くが控除されます。

（損害額－保険金等による補てん額）－（所得の合計金額）×1/10
（災害関連支出の金額－保険金等による補てん額）－5万円
控除を受ける場合には、証明書または領収書をお持ちください。

医療費の総額) - (保険金などで補てんされる金額)
10万円」と「所得金額の5%」とのいいずれかが少ない方の金額) = 指控額(最高200万円)を算出し、
保持増進及び疾病の予防への取組を行う方が、令和7年中に支払った特定一般用医療費は、
次のように計算し控除します。この特例を受ける方は、通常の医療費控除ができる
医療費の総額) - (保険金などで補てんされる金額) - 12,000円 = 指控額(最高8万8千円)
※この規定の適用を選択する場合は「区分」の□に「1」と記入してください。

金額等・所得金額

收入金額等・所得金額

営業等	販売、製造、飲食、サービス等の営業、自由職業（外交員、作家、ホステス等）の事業をしている人は、この欄に記入してください。 令和7年中の収入金額（売上代金等）から必要経費（販売した商品や製品の原価、雇員費、修繕費等）を差し引いたものが、所得金額になります。
農業	農作物の生産、果樹等の栽培、家畜の飼育等から生ずる所得です。
不動産	地代、小作料、家賃、賃間代等の収入のあった人は、この欄に記入してください。 地代等の収入金額から必要経費（修繕費、固定資産税等）を差し引いたものが、所得金額になります。
利子	公社債や預金利子、公社債投資信託、貸付信託の分配金等の所得です。
配当	株式の配当所得や投資信託の分配金の所得について記入してください。
給与	給料、賃金及び賞与等の収入のあった人は、この欄へ記入してください。 この欄は給与の収入金額のみ記入してください。
両方ある 公的年金等	厚生年金、国民年金、恩給、企業年金、農業者年金等の収入の合計額を記入してください。 公的年金等に係る離断所得の適用を受けます。

年齢区分	公的年金等の収入金額	割合	控除額
65歳未満 昭和36年1月2日 以後に生まれた人	1,300,000円まで	-	600,000円（公的年金等の収入金額の合計額を限度とします）
	1,300,001円～4,100,000円まで	75%	275,000円
	4,100,001円～7,700,000円まで	85%	685,000円
	7,700,001円以上	95%	1,455,000円
	10,000,001円以上	-	1,955,000円
65歳以上 昭和36年1月1日 以前に生まれた人	3,300,000円まで	-	1,100,000円（公的年金等の収入金額の合計額を限度とします）
	3,300,001円～4,100,000円まで	75%	275,000円
	4,100,001円～7,700,000円まで	85%	685,000円
	7,700,001円以上	95%	1,455,000円
	10,000,001円以上	-	1,955,000円

10,000,000円以上	1,500,000円
※公的年金以外の所得金額が1,000万円を超える場合は控除額を10万円減額	
※公的年金以外の所得金額が2,000万円を超える場合は控除額を20万円減額	

	3,400,000円×7% - 275,000円 = 2,275,000円
業務	著述業以外の人が受ける原稿料や、講演料、シルバー人材センター又はネットオークションなどを利用した個人取引若しくはシェアリングエコノミーなどの副収入があった人は、この欄に記入してください。
その他	生命保険の年金（個人年金保険）又は暗号資産取引などの上記以外の収入のあった人は、この欄に記入してください。
総合譲渡	船舶、機械、特許権等の資産を譲渡した方は、この欄に記入してください。 (取得してから5年以内に譲渡したものは短期、それ以外は長期)
一時	賞金、懸賞当選金や生命保険の満期受取金等の収入のあった人は、この欄に記入してください。
分離課税の譲渡	土地、建物等の資産の譲渡による所得、株式の譲渡による所得のあった人は、「分離課税申告書」が別にありますので、申告の際にお申し出ください。